

「(在住外国人向け) 神戸の生活ルールを伝える映像コンテンツ制作」  
公募型プロポーザル実施要領

**1. 趣 旨**

市内在住の外国人の中には、日本語の理解が十分でない市民もおられ、口頭やちらしでの説明では生活ルールを伝えることが困難な場合がある。そこで、ごみ出しルールなどの生活マナーについて、よりわかりやすく在住外国人に伝えるため、映像コンテンツを制作・活用する。

**2. 業務の概要**

**(1) 委託業務名**

(在住外国人向け) 神戸の生活ルールを伝える映像コンテンツ制作業務

**(2) 業務の内容**

別紙「(在住外国人向け) 神戸の生活ルールを伝える映像コンテンツ制作」の業務委託仕様書のとおり

**(3) 委託期間**

平成30年11月30日(予定)～平成31年2月15日

**(4) 契約上限額**

金2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

**3. 事業者選定スケジュール**

- (1) 公募要領等の交付開始 : 平成30年10月29日(月)
- (2) 参加申請及び質問期限 : 平成30年11月14日(水) 17時まで
- (3) 質問への回答 : 平成30年11月15日(木)(予定)
- (4) 企画提案書の提出期限 : 平成30年11月21日(水) 17時まで
- (5) 事業者選定委員会の開催 : 平成30年11月28日(水)(予定)
- (6) 受託候補者の決定 : 平成30年11月29日(木)(予定)
- (7) 契約締結 : 平成30年11月30日(金)(予定)

**4. 参加資格**

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は再生手続中でないこと
- (4) 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)による指名停止又は指名

- 留保の措置期間中でない者であること
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
  - (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること
  - (7) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと

## 5. 参加申請の手続き

### (1) 各書類の交付・提出場所

#### ①交付開始日

平成30年10月29日（月）

#### ②配布場所

神戸市市長室国際部国際課（神戸市役所1号館16階）

神戸市ホームページに掲載（「事業者の募集」ページからダウンロードできます。）

※郵送による配布は行わない。

#### ③配布資料

- ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ) 業務仕様書
- ウ) 参加申請書兼質問書

### (2) 参加申請及び質問書の提出

#### ①提出期限

郵送又は持参により、平成30年11月14日（水）17時まで（必着）

#### ②提出場所

神戸市市長室国際部国際課（市役所1号館16階）

#### ③提出書類

- ア) 参加申請書兼質問書（様式1号）
- イ) 会社概要・団体概要（任意様式）
- ウ) 登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）及び納税証明書

※神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合のみ

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して平成30年11月15日（木）までにEメールにて回答を予定している。

## 6. 企画提案の手続き

### (1) 提出期限

郵送または持参により平成30年11月21日(水)17時まで(必着)

### (2) 提出場所

神戸市市長室国際部国際課(市役所1号館16階)

### (3) 提出書類

①見積書(任意様式)

②企画提案書

下記ア～ウをセットにして、10部提出すること。またエについては1部提出することとし、オについては必要に応じて提出するものとする。

ア) 本映像コンテンツ制作全体のテーマや考え方、ポイントをまとめたもの

(A4一枚)(必須)

イ) 仕様書で示している7つのテーマそれぞれのねらいや見どころをまとめた企画書及び絵コンテで表現したもの(各テーマA4一枚、合計A4七枚)(必須)

ウ) 作品制作にあたっての具体的な進め方、編集、納品までのスケジュールがわかる制作体系計画書(A4一枚)(必須)

※上記ア～ウの書類は縦横どちらでも構わない。またすべての書類に、応募者の団体名を記載しておくこと。

エ) 応募者が過去に制作した映像コンテンツを1作品収めたDVD(必須)

オ) 応募者が今回制作する上で同じようなイメージとなる他者が制作した映像コンテンツを納めたDVD(任意)

## 7. 選定方法・結果の通知・契約

事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等に基づく提案説明(プレゼンテーション)の内容を評価基準に基づいて審査し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。

委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(1) 選定委員会（プレゼンテーション審査）

- ① 日時 平成30年11月28日（水）予定
- ② 場所 神戸市役所内
- ③ 内容 企画提案書によるプレゼンテーション（15分程度，質疑応答は別途）  
※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと

(2) 選定結果の通知

平成30年11月29日に，応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

8. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は，選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また，提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は，本公募に参加できないものとする。
  - ① 提出期限が過ぎてから提出されたもの
  - ② 提出物に不足があるもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (5) 委託契約の締結については，所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

9. 問い合わせ及び書類の提出先

住 所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館16階）

神戸市市長室国際部国際課 担当：坂本，島田

電 話：078-322-5010

FAX：078-322-2382

電子メールアドレス：kokusai@office.city.kobe.lg.jp

「(在住外国人向け) 神戸の生活ルールを伝える映像コンテンツ制作業務」  
審査基準

1. 算出方法について

見積額に基づく価格点と企画提案会で審査される内容点をそれぞれ算出する。

$$\text{総合点 (100点満点)} = \text{内容点 (90点)} + \text{価格点 (10点)}$$

2. 価格点について

価格点は、総合点100点満点のうち10点満点とし、以下の式によって事務局が算出する。なお、小数点以下第1位を四捨五入した価格点を算出する。

$$\text{価格点 (10点満点)} = 10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

3. 内容点について

内容点は、90点満点とし、課題について下記項目の審査を行う。

審査項目	内容	配点
映像コンテンツの内容・構成	本映像コンテンツ制作全体のテーマや考え方、ポイントが明確であり、目的に沿った効果的な提案となっているか。	20点
	仕様書で示している7つのテーマそれぞれのねらいや見どころ、絵コンテについて、目的に沿った効果的な提案となっているか。	20点
映像コンテンツの表現	色味や文字の書体のほか、全体のトーン、雰囲気外国人を対象としたものとなっているか	10点
伝え方の工夫	伝えたい内容が外国人に対し伝わるものとなっているか	15点
オリジナリティ	作品としてのオリジナリティが感じられるか	10点
スケジュール・制作体制	制作段階で神戸市と協議のできる余裕のあるスケジュール・制作体制となっているか	10点
地元企業	応募者が神戸に拠点を置く団体であること	5点